

再転相続における熟慮期間の起算点——民法 916 条の意義**【文献種別】** 判決／最高裁判所第二小法廷**【裁判年月日】** 令和1年8月9日**【事件番号】** 平成30年（受）第1626号**【事件名】** 執行文付与に対する異議事件**【裁判結果】** 上告棄却**【参照法令】** 民法916条・915条**【掲載誌】** 裁時1729号1頁

LEX/DB 文献番号 25570406

事実の概要

Aほか4名は、M銀行のN会社に対する貸金等に係る連帯保証債務を負っていたところ、平成24年6月7日、連帯保証債務の履行として各8,000万円の支払請求を認容する判決が言い渡され、同判決は確定した。Aは平成24年6月30日に死亡し、相続人は妻及び2名の子らであったが、子らによる相続放棄の申述が受理され、Aのきょうだい4名及び既に死亡していたきょうだい2名の子ら7名の計11名が相続人となった。平成25年6月、11名中9名による相続放棄の申述が受理された。残る2名のうちの1人、Aの弟Bは、自己がAの相続人となったことを知らず、平成24年10月19日、相続放棄の申述をすることなく死亡した。Bの相続人は、妻及び子Xほか1名であった。Xは、同日頃、Bの相続人となったことを知った。

他方、M銀行は、平成27年6月、本件確定判決に係る債権をYに譲渡し、N会社に対し、内容証明郵便により債権譲渡を通知した。Yは、平成27年11月2日、Xに対して本件債務名義に係る請求権につき32分の1の額の範囲で強制執行することができる旨の承継執行文の付与を受けた。

Xは、平成27年11月11日、承継執行文の謄本等の送達を受けて、BがAの相続人であり、自己がその地位を承継していた事実を知り、平成28年2月5日、Aからの相続について相続放棄の申述をし、これが受理されたので、Yに対し、相続放棄を理由として、執行文付与に対する異議の訴えを提起した。

原審（大阪高判平30・6・15公刊物未登載）は、次のように述べて、Xの請求を認容した。すなわ

ち、①民法916条にいう「その者の相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時」とは、丙が自己のために乙からの相続が開始したことを知った時をいう。②しかしながら、同条は、乙が、自己が甲の相続人であることを知っていたが、相続の承認又は放棄をしないで死亡した場合を前提にしていると解すべきであり、BがAの相続人となったことを知らずに死亡した本件には適用されない。③本件では同法915条が適用され、Aからの相続に係るXの熟慮期間は、XがBからAの相続人としての地位を承継した事実を知った時から起算され、本件相続放棄は熟慮期間内にされたものとして有効である。Y上告。

判決の要旨

上告棄却。

1 「相続の承認又は放棄の制度は、相続人に対し、被相続人の権利義務の承継を強制するのではなく、被相続人から相続財産を承継するか否かについて選択する機会を与えるものである。熟慮期間は、相続人が相続について承認又は放棄のいずれかを選択するに当たり、被相続人から相続すべき相続財産につき、積極及び消極の財産の有無、その状況等を調査し、熟慮するための期間である。そして、相続人は、自己が被相続人の相続人となったことを知らなければ、当該被相続人からの相続について承認又は放棄のいずれかを選択することはできないのであるから、民法915条1項本文が熟慮期間の起算点として定める『自己のために相続の開始があったことを知った時』とは、原則として、相続人が相続開始の原因たる事実及びこれにより自己が相続人となった事実を知った時を

いうものと解される（最高裁昭和57年（オ）第82号同59年4月27日第二小法廷判決・民集38巻6号698頁参照。）

2 「民法916条の趣旨は、乙が甲からの相続について承認又は放棄をしないで死亡したときには、乙から甲の相続人としての地位を承継した丙において、甲からの相続について承認又は放棄のいずれかを選択することになるという点に鑑みて、丙の認識に基づき、甲からの相続に係る丙の熟慮期間の起算点を定めることによって、丙に対し、甲からの相続について承認又は放棄のいずれかを選択する機会を保障すること」にあり、「丙のために乙からの相続が開始したことを知ったことをもって、甲からの相続に係る熟慮期間が起算されるとすることは、丙に対し、甲からの相続について承認又は放棄のいずれかを選択する機会を保障する民法916条の趣旨に反する。」

3 「以上によれば、民法916条にいう『その者の相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時』とは、相続の承認又は放棄をしないで死亡した者の相続人が、当該死亡した者からの相続により、当該死亡した者が承認又は放棄をしなかった相続における相続人としての地位を、自己が承継した事実を知った時をいうものと解すべきである。」

4 なお、「乙において自己が甲の相続人であることを知っていたか否かにかかわらず民法916条が適用されることは、同条がその適用がある場面につき、『相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡したとき』とのみ規定していること及び同条の前記趣旨から明らかである。」

以上のように述べて、本件相続放棄は、XがBからAの相続人としての地位を自己が承継した事実を知った本件送達時から起算して熟慮期間内にされたものとして有効であるとしたうえで、原審の判断には民法916条の解釈適用を誤った違法があるが、本件相続放棄が熟慮期間内にされたものとして有効であるとした原審の判断は結論において是認することができるとした。

判例の解説

一 再転相続と本判決の意義

1 甲が死亡して相続（第1相続）が開始したのち、相続人乙が承認又は放棄をしないまま熟慮

期間内に死亡して相続（第2相続）が開始した場合を、講学上、再転相続といい¹⁾、乙の相続人丙を再転相続人という。

昭和63年の最高裁判決によれば²⁾、再転相続人は、第1相続と第2相続のそれぞれにつき承認か放棄かを各別に熟慮して選択することができるが、ただし、先に第2相続を放棄した場合は、乙の権利義務をなんら承継しなくなるのであるから、第1相続についての選択権も失う。「順序重視説」と命名されるこの考え方は、通説でもある³⁾。判例・通説に対しては、第2相続を放棄した場合は、その先後を問わず、初めから相続人とならなかったことになり（民939条）、丙は乙の地位を承継しないから、第1相続につき承認・放棄をしたとしても無効又は不可能であるとする説（順序不問・承継説）⁴⁾、第1相続における選択権は第1相続の相続人から承継するものではなく再転相続人の固有の権利であるとして、再転相続人は第1相続・第2相続とも順序に関係なく自由に選択できるとする説（順序不問・固有説）⁵⁾がある。本件は、第2相続について相続放棄がなされておらず、第1相続について選択権の行使が認められることに異論はない。

2 民法915条は、選択権の行使にあたって財産状況を調査し熟考するために3か月の期間を設けており、この熟慮期間は、相続人が「自己のために相続の開始があったことを知った時」を起算点とする。再転相続については、民法916条が特則として設けられ、同条によれば、再転相続人が「自己のために相続の開始があったことを知った時」が起算点となる。ここにいう「相続」が第1相続か第2相続か、あるいはまた再転相続人であることの認識を要するか否かについて、議論がある。この点につき、原審が第2相続の開始を知った時を起算点とした（うえで、本件については915条を直接適用するための解釈論を展開した）のに対し、本判決は、これを退け、再転相続人が「乙からの相続（第2相続）により、乙が承認又は放棄しなかった相続（第1相続）における相続人としての地位を自己が承継した事実」を知った時を起算点とした。

本判決は、再転相続における熟慮期間の起算点に関するはじめての最高裁判断であり、注目される。

二 民法 916 条の趣旨——従来の学説・ 裁判例と本判決の位置づけ

1 民法 916 条（その前身の明治民法 1018 条）の趣旨につき、立法者は次のように述べている。相続人乙が承認又は放棄をしないで死亡した場合、乙の権利は当然に再転相続人丙に移転するが、乙が自己のために第 1 相続が開始した事実を知った時から 2 か月経過後に死亡した場合、丙は乙の権利を原状のままで相続すべきことになり、熟慮期間は 1 か月しか残されていないことになる。ただ、そのように解することは、熟慮期間の趣旨にそぐわないので、本条を設け、丙が「その相続権」を知った時から 3 か月内に承認又は放棄をすればよいとした⁶⁾。ここでは、乙が甲の相続人であることを知っていたが承認又は放棄をしないで死亡した場合が念頭に置かれており、原審②のように解する余地が全くないとはいえないが、通説は、乙において自己が甲の相続人であることを知っていたか否かにかかわらず、再転相続には民法 916 条が適用されるとする⁷⁾。本判決（判決の要旨 4）も同旨である。

2 再転相続に関する熟慮期間及びその起算点については、従来、再転相続人が自己のために第 2 相続の開始を知った時を起算点とし、第 2 相続の承認又は放棄をなすべき期間内に第 1 相続を承認又は放棄することになると解されてきた⁸⁾。この考え方を、ここでは第 2 相続認識説と呼ぶ。第 2 相続認識説によれば、第 1 相続の開始や第 1 相続の債務の存在等は、第 2 相続において調査判断すべき乙の遺産内容の一部をなす事実にはすぎない。原審①は、第 2 相続認識説に拠っている。

第 2 相続認識説に対しては、再転相続人丙が第 1 相続の開始を知らないまま熟慮期間を徒過して単純承認したものとみなされ（民 921 条 2 号）、予期しない甲の債務を相続せざるをえない事態が生じるとの批判がかねてよりある。学説には、固有説の立場から、再転相続人となったことを知った時を起算点とする説⁹⁾、承継説の立場から、第 1 相続について債務が存在することを知った時を起算点とする説¹⁰⁾ などがみられた。

本件のように、第 1 相続の被相続人からみて日頃疎遠な甥・姪が再転相続人となる場合にはとりわけ、第 2 相続認識説によれば、再転相続人が予期しない多額の債務を相続する危険性が高ま

る。近時の裁判例の中には、このような場合、起算点を慎重に判断するものがみられる。平成 5 年の裁判例①¹¹⁾ は、再転相続人らが第 1 相続について自分たちが相続人となったことを理解した日を起算日とする。また、平成 9 年の裁判例②¹²⁾ は、第 2 相続放棄の申述却下後に第 1 相続放棄がされた事案において、第 1 相続の債務の承継を回避する意図で行われた第 2 相続放棄の申述が却下されたことによって、再転相続人らは自己のために第 1 相続の開始があったことを知るに至ったとして、民法 916 条の熟慮期間は却下日から進行を開始するとした。裁判例①②はいずれも相続放棄申述却下審判に対する即時抗告事件である。裁判例②については、第 1 相続と第 2 相続の熟慮期間が別々に進行することを認めた裁判例として注目され¹³⁾、これを支持する学説もみられた¹⁴⁾。

このような中、本判決は訴訟事件において、選択権保障の観点から第 2 相続認識説を退け（判決の要旨 2）、再転相続人が「第 2 相続により第 1 相続における相続人としての地位を自己が承継した事実」を知った時（以下「再転相続認識時」という。）を起算点とした（判決の要旨 3）（以下「再転相続認識説」という。）。本判決を支持したい。

本件では、再転相続人が第 1 相続の債務の存在を知った時が再転相続認識時とされたが、債務の存在の認識に関しては、本判決が引用する昭和 59 年の最高裁判決（以下「昭和 59 年判決」という。）との関係でさらに検討を要する。

三 民法 915 条の熟慮期間の起算点に関する 昭和 59 年判決と本判決の関係

1 昭和 59 年判決は、民法 915 条について次のような準則を示している。熟慮期間は、従来どおり、原則として、相続開始の原因たる事実及びこれにより自己が法律上相続人となった事実を知った時から起算する。ただし、右各事実を知った場合であっても、右各事実を知った時から 3 か月以内に限定承認又は相続放棄をしなかったのが、被相続人に相続財産（積極財産及び消極財産）が全く存在しないと信じたためであり、かつ、被相続人の生活歴、被相続人と相続人との間の交際状態その他諸般の状況からみて当該相続人に対し相続財産の有無の調査を期待することが著しく困難な事情があって、相続人において右のように信ずるについて相当な理由が認められるときには、

相続人が相続財産の全部又は一部の存在を認識した時又は通常これを認識すべき時から起算する。

同判決は、例外則を適用し、相続債務の存在を知った時から3か月以内になされた相続放棄を適法としたもので、予期しない相続債務に不意打ちされる相続人の保護という観点から、判例理論を大きく前進させた¹⁵⁾。

2 本判決は、昭和59年判決準則の原則部分を引用して（判決の要旨1）、民法916条につき再転相続認識説を展開しており、「相当の理由」や「相続財産の存在の認識」を特に問題としているわけではない。原則の適用場面で再転相続認識説をとることを明確にしたに止まる。もっとも、本判決が昭和59年判決の例外則に言及しなかったのは、本件では再転相続認識時と債務の存在認識時が同一で、例外則を持ち出すまでもなく、再転相続人Xの相続放棄を有効とすることができたからであって、916条の解釈において例外則の適用を否定するものではないであろう。

いずれにしても、本件及び上記裁判例①②のような再転相続にあつては、再転相続認識時と第1相続債務の存在認識時が同時であることが多いであろうから、今後は、その認識時を起算点とする熟慮期間内に第1相続を放棄することによって、裁判例②のような事態を回避することになる¹⁶⁾。

四 その他

熟慮期間の起算点を巡っては、連帯保証債務の相続が問題となることが少なくない。本件は、具体的に確定した連帯保証債務の相続事例である。連帯保証債務もその可分性から、各共同相続人は、相続債権者に対する関係ではその法定相続分に応じて承継する¹⁷⁾。本判決文から事実関係を推察するかぎりでは、本件では、連帯保証債務者の1人Aにつき第1相続が開始してAの妻（4分の3）、AのきょうだいBほか1名（各8分の1）が相続人となり、Bの死亡により第2相続が開始してBの妻（16分の1）、Xほか1名の子（各32分の1）が相続人となり、これら再転相続人及び第1相続の相続人が、各法定相続分の割合で連帯保証債務を承継する。この場合、再転相続人を含む共同相続人は、限定承認を除き各自各別に選択権を行使することができる¹⁸⁾。本件は、第1相続の相続

人及び再転相続人が複数いる中で、再転相続人の1人による相続放棄が有効とされた事例である。

●—注

- 1) 乙が第1相続を承認後遺産分割未了の間に死亡して第2相続が開始した場合にも再転相続の語が用いられるが、ここでは、再転相続を本文で述べたような狭義の意味で用いる。
- 2) 最判昭63・6・21家月41巻9号101頁。
- 3) 本文中の学説の分類・命名については、松川正毅＝窪田充見編『新基本法コンメンタール 相続』（日本評論社、2016年）129頁以下〔中川忠晃〕参照。
- 4) 谷口知平＝久貴忠彦編『新版注釈民法（27）相続〔補訂版〕』（有斐閣、2013年）477頁〔谷口知平・松川正毅〕等。
- 5) 山本正憲「再転相続について」『現代法学の諸相』（法律文化社、1992年）93頁。
- 6) 梅謙次郎『初版 民法要義巻之五相続篇』（信山社、復刻版、明治33年）156頁。
- 7) 我妻栄＝唄孝一『判例コンメンタールⅧ 相続法』（日本評論社、1966年）159頁、中川善之助＝泉久雄『相続法〔第4版〕』（有斐閣、2000年）369頁、谷口＝松川・前掲注4）476頁等。
- 8) 我妻＝唄・前掲注7）159頁、泉久雄＝野田愛子編『注解法律学全集19 民法X〔相続〕』（青林書院、1995年）302頁〔中川良延〕、中川＝泉・前掲注7）368頁、谷口＝松川・前掲注4）476頁等。
- 9) 山本・前掲注5）103頁。
- 10) 高木多喜男『口述相続法』（成文堂、1988年）156頁。
- 11) 仙台高秋田支決平5・11・4家月47巻1号125頁。
- 12) 名古屋高金沢支決平9・9・17家月50巻3号30頁。
- 13) 鈴木経夫「判批」判タ1005号（1999年）157頁。
- 14) 雨宮則夫＝石田敏明編『相続の承認・放棄の実務』（新日本法規、2003年）105頁〔岡部喜代子〕、小野憲昭「判批」民商151巻4＝5号（2015年）108頁。
- 15) 民法915条の熟慮期間の起算点に関する最近の判例・学説については、潮見佳男編『新注釈民法（19）相続（1）』（有斐閣、2019年）495頁以下〔幡野弘樹〕参照。
- 16) 吉岡伸一「判批」銀法849号（2019年）30頁。幡野・前掲注15）510頁は、裁判例②のような場合に、起算点の修正が認められるかどうか今後問題となるとしている。
- 17) 最判平21・3・24民集63巻3号427頁、判時2041号45頁。民法902条の2参照。
- 18) 共同相続人については最判昭51・7・1家月29巻2号91頁、共同再転相続人については、我妻＝唄・前掲注7）160頁、谷口＝松川・前掲注4）478頁参照。